

.....

BENIYA・ジャックス・JCB カード特約

.....

第1条（名称）

BENIYA・ジャックス・JCB カード（以下「本カード」といいます。）とは、紅屋商事株式会社（以下「紅屋商事」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、JCB カード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、紅屋商事を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より本会員は 1,375 円（うち消費税 125 円）、家族会員は 1 名につき 440 円（うち消費税 40 円）を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。

2.前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が 5 万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）

3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（紅屋商事でのカードショッピングの支払金の支払方法）

1.会員が本カードを紅屋商事で、翌月 1 回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス 1 回払のいずれかを指定してカードショッピングを利用した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表 1 のとおりになります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表 1 と異なる場合があります。

【別表 1】

(a)支払回数	1 回	2 回	3 回	5 回	6 回	10 回	12 回	15 回
(b)支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15
(c)実質年率(%)	0.00	0.00	12.25	13.50	14.00	14.75	14.75	15.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20

(a)支払回数	18 回	20 回	24 回	ボーナス 1 回
(b)支払期間(ヶ月)	18	20	24	2～4
(c)実質年率(%)	15.00	15.00	15.00	0.00
(d)利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	12.24	13.60	16.32	0.00

2.お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1 の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

（例）現金価格 50,000 円 10 回払の場合

●支払総額

$50,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} \times (6.8 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 53,400 \text{ 円}$

●月々の分割支払金

$53,400 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 5,340 \text{ 円}$

第 5 条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。